

第 570 回 企業会計基準委員会(第 8 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会)(後半) 議事録

I. 日 時 2026 年 2 月 24 日(火) 13 時 30 分~14 時 45 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する意見聴取

(説明者: 監査法人 A&A パートナーズ パートナー 森脇毅様)

(説明者: 監査法人アヴァンティア パートナー 奥村俊樹様)

(説明者: 一般社団法人全国銀行協会 企画部 次長 遠藤績穂様)

IV. 議 事

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、監査法人アヴァンティア パートナー 奥村俊樹様、監査法人 A&A パートナーズ パートナー 森脇毅様、一般社団法人全国銀行協会 企画部 次長 遠藤績穂様よりご説明をいただき、質疑応答が行われた。

○川西委員長

それではお時間となりましたので始めていききたいと思います。第 570 回の企業会計基準委員会の続きとなります。本日はお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。この後半の出席状況ですけれども、丹委員がご欠席、小出先生と佐藤委員がオンラインでご参加いただいています、残りの委員の皆様には会議室にお越しいただいています。したがって委員会を開催要件を充足しています。第 570 回企業会計基準委員会は第 8 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会として開催いたします。昨年 7 月 24 日に開催されました第 551 回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議からの依頼を受け、当委員会は、のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更の提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者から意見聴取を実施することとなりました。また、昨年 11 月 17 日に開催された第 55 回企業会計基準諮問会議において、それまでに開催された公聴会について報告を行い、今後の進め方についてご審議いただいた結果、可能な限り追加的な意見聴取を行うことが当委員会に依頼されました。意見聴取は、当委員会の通常の審議とは異なり、当委員会及び委員がのれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更に関して判断や評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を企業会計基準諮問会議に報告することを目的として実施するものです。意見聴取は公聴会という形式で実施し、通常の審議を行う当委員会の会議とは明確に区別して行います。公聴会は公益財団法人財務会計基準機構の会議室において対面で行い、Zoom ウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し、傍聴可能とします。なお、意見聴取の様子の録画及び意見聴取時に関係者が使用した資料等につきましては、公聴会の実施後、ウェブサイト

において公開いたします。本日の公聴会の後半では、監査人と財務諸表利用者からの意見聴取をそれぞれ行いたいと思います。これまでの公聴会を受けて、昨年 11 月に開催されました企業会計基準諮問会議において、大手・準大手監査法人以外の小規模な監査法人からも意見聴取すべきとのご提案がありましたので、この後半の前半では、監査法人の方からご意見を伺いたいと思います。このご提案を踏まえた意見聴取の対象の方をご紹介したいと思います。監査法人 A&A パートナーズのパートナーであられます、森脇毅様、監査法人アヴァンティアのパートナーであられます、奥村俊樹様。本日、当財団の会議室にお越しいただいています。このセッションの進め方ですけれども、お二方にご説明をいただいた後、当委員会の委員から質問させていただくという形にしたいと思います。それでは早速ですけれども、ご説明の方よろしく願いいたします。

○奥村俊樹様

監査法人アヴァンティアの奥村です。本日はよろしく願いいたします。まず、本日はこのような発言の機会を頂戴いたしまして心より御礼申し上げます。皆様方のご検討のご参考になればと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。さて、本日は我々中堅・中小規模の監査法人に所属する監査人としての経験、そして我々が監査業務を提供するミドルクラスの企業やスタートアップの企業等の視点から、発言を期待いただいていると認識をしています。私が所属する監査法人アヴァンティアは、現在従業員数が約 250 名、関与上場企業数が約 50 社の中堅規模の監査法人です。IFRS 任意適用会社も上場会社では 6 社おり、上場企業以外にも IPO を目指すスタートアップの企業で IFRS の任意適用をされている会社が複数社います。私自身としては監査法人アヴァンティアにてキャリアをスタートして、ミドルクラスの上場企業を中心としてスタートアップの企業の監査業務を行っていますので、中堅・中小監査法人に所属する会計士として、こういったミドルクラスの上場企業やスタートアップの企業等の支援、監査実務の経験から本日は発言をさせていただければと考えています。なお、資料や本日の発言につきましては私個人の見解であり、所属法人・団体の公式見解ではないことをご了承いただければと思います。それでは事前にご質問いただいていた事項につきまして、資料を基にご回答させていただきます。

1 ページ目を開いていただきまして、まず、ご質問いただいている減損テストの取扱いの変更に伴う監査工数の増加の見込みや監査上の懸念という点について、ご説明をさせていただきます。こちらの資料では少し項目ごとに整理をしていますけれども、減損テストの取扱いの変更に伴い監査法人側の監査工数及び企業側の監査対応工数ともに構造的に増加するということが想定されます。特に、我々が担当するようなミドルクラスの上場企業やスタートアップの企業においては、減損テストなどの専門性の高い領域の知見を有する人材リソースが潤沢というわけではなく、その採用というものが容易ではないことから、のれんの非償却に伴って減損テストを制度化するに際しては、このような企業においても対応可能となるように十分な準備期間を設けていくということが望ましいと考えています。項目ごとに整理してお話ができればと思います。

まず、減損テストの頻度・範囲が変更になることによって影響が及ぶという点についてご説明をさせていただきます。こちらに関しては、既にご認識のところかとは存じますが、日本基準と IFRS の基準の

違いが大ききところかと思えます。日本基準では減損の兆候がある場合に CGU ごとの帳簿価額と割引前キャッシュ・フローを比較して減損の要否を判断し、減損が必要と判断される場合にのみ回収可能価額の測定を行った上で減損損失の金額を計算するという、いわゆる 2 ステップのアプローチとなっています。他方、IFRS においては、毎期減損テストが必要であり、CGU ごとに帳簿価額と回収可能価額を直接比較して減損の要否を判定するという 1 ステップのアプローチとなっています。日本基準ではのれんの減損の兆候がない場合や割引前将来キャッシュ・フローとの比較による減損の認識判定の部分で減損を要しないこととなれば、回収可能価額の測定を行わずに済むという点で、日本基準の方が減損テストの頻度や範囲は少なく、実務上の負担が少ないと思えます。特に、この回収可能価額の検討については、事業計画等に基づく使用価値の見積りを検討することが、通常かと存じます。監査上は回収可能価額のいわゆる会計上の見積りについて、通常はリスクが高いと評価することになるかと思えますので、この検討においては CGU ごとにビジネスモデルあるいは企業の内容、企業環境等の理解をしっかりと行った上で、事業計画における経営者がその予測に用いた主要な仮定というものをしっかりと理解し、批判的に検討することが必要となります。減損テストは年に 1 回実施することが必要となるわけですが、これは期末だけに実施するというわけではなく、このようなビジネス上の理解というものが背景として必要なため、年間を通じて経営者や企業側とのコミュニケーションをしっかりと取っていく必要があります。場合によっては、CGU ごとの事業部へのヒアリングも行っていくことになるかと思えます。また、見積りの不確実性が高いような場合には、単純に事業計画と言っても、1 つの事業計画で検討するというよりは、複数のシナリオをご準備いただく必要もありますし、感応度の検討が必要となることも考えられるかと思えます。とりわけ我々が担当しているようなミドルクラスの上場企業やスタートアップの企業においては、新規性の高い事業領域、あるいは買収事業の事業計画が監査に耐え得るほど精緻に作成できる体制がないことをごさいます。特に、予算はしっかり作成されることが多いかと思えますけれども、必ずしも中期計画が作成されているわけではなく、2 年目以降の計画の策定はさらに難易度が上がり、これらの監査上、事業計画の合理性を検討するということが難しい場合もありますので、早期かつ密にクライアントとコミュニケーションを取っていくということが必要になる部分であると思えます。また、日本基準においてはのれんが償却されますが、のれん非償却の場合には、回収すべき簿価が減少せずに維持されますので、こういった年間を通じてのコミュニケーションが継続的に発生してくるという点で、こちらも実務上の負担が大きき部分かと認識をしています。

次の項目として、減損テストの方法の変更による影響と記載しています。こちらも既にご認識のとおりかと思えますけれども、減損テストを実施する際に、その要素、その仮定で用いられるようなキャッシュ・フローの予測期間、割引率、成長率などそれぞれの検討が必要となっています。特に、我々が担当するようなミドルクラスの上場企業やスタートアップにおいては、新規性の高い事業領域を買収されるケースがありますので、割引率、成長率などの設定に非常に慎重になるケースが見られるかと思っています。特に、制度導入時においては、これらの前提設定に関する実務の蓄積が企業の方でも十分ではないことが想定されますので、監査人との協議やその検討に時間を要するということが想定されます。また、十分な経営リソースが確保できない企業においては、外部専門家を利用させていただく必要もあると認識をしています。

最後に、内部統制評価の影響と記載をしています。この減損テストに係る見積りのプロセスは決算財務プロセスの重要な一部となりますので、当然 J-SOX 上も当該プロセスに係る統制の設計、運用状況の評価が新たに必要になっています。特に、制度導入時には、これらの点について監査法人との協議・検討に時間を要することとなります。また、ミドルクラスの上場企業やスタートアップの場合においては、この減損テストなどの専門性が高い領域の知見を有する人材が限られている状況かと思っておりますので、特に外部の専門家を利用するケースなどでは、外部の専門家から返ってきたものに対して企業内で実効的な統制を構築するには相当程度の時間が要するものと考えています。

続いて次のページ、取得原価の配分の精緻化に伴う監査工数の増加見込みや監査上の懸念について、ご回答させていただきます。この点については、日本基準と IFRS との違いもあるところですので、今後どのような基準になるかということによっても変わるところかと思っておりますけれども、PPA 自体については現行の日本基準においても実施されているところですし、制度が導入されてもう 10 年以上も経ちますので、実務上も定着しているように感じています。特に、我々が担当するようなミドルクラスの上場企業やスタートアップの企業においては、比較的規模が大きい数億円程度の買収が行われることも多いですし、複雑性が低いようなこともありますので、いわゆる PPA において難解な論点というものが生じることは多くないのではと思っております。私個人としてはこの PPA という点に関しては大幅に工数の増加までは見込まれないのではないかと考えているところです。ただし、こちらも現行の日本基準と IFRS の基準が異なっているところで、のれんが非償却となることで IFRS と同程度に精緻な検討が必要だということになれば、当然識別される無形資産の対象も増加することになりますし、それが増加すればその価格算定や償却期間というものは、相当程度検討が必要になる部分ですので、この辺りは当然工数増の要因になってくると考えています。また、当然企業によっては小規模の M&A の場合には、企業内でこういった PPA も対応しているような場合もありましたけれども、今後ののれんが非償却となることによって、外部専門家の利用というものが必要となる場合もあるかと思っておりますので、この点も監査法人との間での協議や検討に時間を要することが想定されるかと思っております。

最後に、その他監査実務への影響ということで記載しています。企業及び監査法人における人材の確保・育成の観点について述べさせていただきたいと思っております。これまでも述べてきましたが、減損テスト及び取得原価の配分に関しては、企業側において専門性の高い人材の確保・教育研修というものが必要になってくる場所です。十分な経営リソースが確保できないような企業においては外部専門家の支援が必要となる場合があります。既に IFRS の任意適用を行っている企業においても、これらの点は既に実施をされているところですが、これら任意適用をされている会社もその適用にあたっては外部専門家等の利用をしながら相当程度の準備期間をおいてきたところかと思っております。今般、のれんの非償却に伴って、一斉に減損テスト等が必要となるということであれば、特にミドルクラスの上場企業やスタートアップの企業においては、これらの専門性のある人材の確保、あるいは外部専門家の確保というものは、相当程度時間をかけていく必要があると認識をしています。また、中堅・中小規模の監査法人においても、既に IFRS の任意適用の会社の監査も実施していますので、全くその素養がないというわけではないと思っております。ただし、のれんの非償却によって、一斉に減損テストや PPA を実施することになった場合には、それだけ人的なリソースを確保する必要がありますし、専門性の高い領域

ですので、監査品質の均質化という観点からも、我々中堅・中小規模の監査法人もしっかりと専門人材の育成や、場合によっては外部専門家の活用体制というものも整備をしていく必要があると考えています。

最後に、総括ということで、のれんの非償却に関しては、産業政策的な観点も考慮して、財務諸表利用者等のニーズから判断すべきものと私自身は考えていますので、この点については委員の皆様にも、突き詰めてご判断いただく点であると認識をしています。のれんの非償却を導入した際には、減損テストやPPAの点で企業及び監査法人において実務上の負担が増加するという事は想定されますが、一定の準備期間を確保することで十分に対応可能であると考えていますので、こういった実務負担の観点からは、必ずしものれんの償却・非償却という判断に影響を与えるものではないと考えています。ただし、企業側におきましては、のれんの非償却による償却負担の減少という側面に焦点が当たっていたと思いますけれども、のれんの非償却に伴って、その対応に相当程度のリソースが必要になりますし、監査工数等の増加が必要になるという点はしっかりとご理解をいただく必要があると思っています。また、我々中堅・中小監査法人としても、こういった実務に対応できるように準備に臨んで参りたいと考えているところです。私の方からは以上です。

○森脇毅様

森脇と申します。本日はこのような機会を与えていただきましてありがとうございます。説明に入る前に簡単に所属法人と私のご紹介をさせていただければと思います。所属監査法人ですが、上場会社が37社でIFRS適用会社が1社と、その中で何社かIFRS適用への変更を検討されている会社があります。また、上場準備会社の中でも、IFRSの適用を検討されている会社は何社かあるという状況です。私自身は2022年まで大手監査法人に在籍して、その後、今の監査法人に移っているという状況です。大手監査法人に在籍した際に、3年間日本公認会計士協会に出向もしていますので、そちらの経験も踏まえつつ本日のお話をさせていただければと思います。本日お話しさせていただく内容ですが、ほとんどが私見になりますのでその点をご理解いただければと思います。事前にいただきました質問について1つずつ回答させていただきます。

まず1つ目、減損テストの取扱いの変更に伴う監査工数の増加の見込みや監査上の懸念です。こちら3点挙げさせていただいていますが、インパクトが大きいと思われる点を上から並べています。1点目、回収可能価額の基礎となる予算・事業計画等の検討です。私どもが監査させていただいているミドルクラス、スタートアップの会社ですが、予算・事業計画について、客観的な資料の裏付けが十分ではないケースや、検討がそもそも不十分なケースがたまにあるというのが実情です。そうした場合、どうしても会社との間で議論が複数回生じることや、場合によっては、会社の数字自体も見直していただく必要があります。現状、日本基準においても、減損の兆候があるような場合にはキャッシュ・フローの見積り等の実務がありますけれども、その際の実験の経験等においてもミドルクラスの会社様ですと、大手企業と比べて検討に少し時間が掛かってしまうことがあります。2点目、割引率の検討を含む回収可能価額の検討です。ご存じのとおり、回収可能価額の検討にあたって割引率の妥当性というのは監査上大きなポイントになります。会社は当然専門家等を利用してくるというところですが、監査人側も

必要な場合には通常の監査チーム以外の事務所内部、場合によっては外部のリソースも活用していく必要があるというケースが出てきます。3点目、内部統制の評価です。のれんにつきましては、当然財務諸表に重要な影響があるというところですので、J-SOX あるいは財務諸表監査上も、内部統制の評価が必要になってくるということが想定されます。そうしますと、1年目どのような形で内部統制をセットアップしていくのかというところがあり、導入初年度においてはそれなりの工数が掛かってくるというところですが、2年目以降は会社も私どももそれほど大きく負担になるようなことはないのではないかと考えています。

2つ目に参りたいと思います。取得価格の配分の精緻化に伴う監査工数の増加の見込みや監査上の懸念点についてです。こちら2つのステップに分けて考えさせていただいています。1点目は、無形資産の識別です。現状、会社・監査ともに、チェックリスト等を使った形で識別すべきものがあるのかないのかということを検討しているケースが多いのではないかと考えています。現在も当然日本基準でPPAは求められているので検討はしていますが、今後非償却が仮に導入された場合には、のれんに配分するか無形資産に配分するかで影響が大きく生じますので、当然精緻化する必要があると思っています。そうした場合、実施しているマネジメントへのインタビューやDDレポートのレビュー等もより深い形で実施していく必要があると思っています。ただし、実務を少しお話しさせていただきますと、ミドルサイズの上場企業の場合、買収等があった場合でも、買収の目的が人的資産の取得やノウハウの取得という形で、PPAにはならない目的のものが多いということがあり、せいぜい何か識別する場合でも顧客関係や受注残というようなレベル感と申しますか種類にとどまるというところがありますので、実はそれほど影響が大きい可能性もあるのではないかと個人的には考えています。2つ目は、無形資産の測定です。無形資産は一定の評価方法や前提条件に基づいて測定されます。ただし、何を無形資産として識別したのかというところで当然測定が変わってくるというところですが、そのため、少し特殊性があるような無形資産を計上する場合には、割引率の検討と同じですが、必要な場合、監査人側も専門知識を持ったリソースの関与が必要になってくるということが1つのハードルとしてあると考えています。

3点目は、その他監査実務への影響です。こちら、3点ほど挙げさせていただいています。1点目は、外部専門家です。こちらのお話をさせていただいているところではあるのですが、年次の減損テスト・PPAに関して、会社は当然外部の専門家を利用することが想定されます。その場合に、適切な外部専門家が確保されない場合には、例えばその報告書の記載があまり精緻にされていないといった場合には、監査人が報告書に書かれていない内容を含めて、会社・外部専門家とディスカッションしなければいけないというところがありますので、このようなM&Aを実施される会社には適切な外部専門家をアサインしていただきたいと個人的に思っています。2点目は、対応できるリソースの確保です。こちらは監査法人側のお話です。年次の減損テスト・PPAは当然監査上重要なポイントになります。慎重な検討が必要になりますが、ケースバイケースであるとは思いますが、一定の知識・経験等が通常の監査チームが持っている以上のものが求められるような場合には、監査法人内部でも内部専門家を育成していかなければいけないです。場合によっては、外部専門家もリソースとして使えるような仕組みを構築していく必要があるのではないかと考えています。3点目は、開示への対応です。こちら、会計基準自体が変わった場合にどうなるのかというところはまだ決められていないというところではありますが、当然IFRS

等を見ていますと開示が拡充されることが想定されますので、そうした場合には、会社・監査人ともに、ある程度工数が増えていくのではないかと考えています。簡単ではございますが、以上です。

○川西委員長

奥村様、森脇様、ご説明ありがとうございます。それでは委員の皆様からご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。米山先生、お願いします。

○米山委員

大変貴重な情報提供ありがとうございました。お二人にお尋ねしたいことがあります。奥村様は十分な準備期間が必要であるけれども、仮に非償却ということになれば対応は可能だと仰っていました。森脇様も、そのようなお考えなのか、あるいは非償却に変わったときに、適用は困難で実践するのは難しいというお立場なのか。まずはここをお聞かせいただけますか。森脇様、お願いします。

○森脇毅様

現状、非償却になったとしても監査法人側としては対応可能なのではないかと考えています。会計基準が変われば、それに対応する監査というのは当然私どもとして、していかなければならないところですので、そちらは監査法人ができないのでやめてくださいといったことは全くないというところです。

○米山委員

お二人のスタンスを確認させていただいた上で、もう1つの質問となります。私どもとしては、仮に非償却となった場合に、何が最も深刻なボトルネックとなるのかということを確認したいと考えています。いくつか懸念される事項についてご指摘をいただきましたけれども、非償却に切り替えるときに特に大きな制約となるのは、ご指摘があった事項の中でどれなのかということ、もし選べるようであれば、お聞かせいただきたいと思います。監査法人側、それからクライアント企業側のどちらにも問題があると思いますので、可能であれば双方についてお答えいただければ幸いです。

○奥村俊樹様

大きくは既にご説明させていただいたところですが、要点をまとめますと、監査法人側・企業側いずれもこういった減損テストやPPAの専門性が高い領域について、まずは工数が増えるというリソースの問題と、あとは専門性が高い領域という質の問題と、この2点が大きくあるのではと思っています。その中で、まずリソースの問題で言いますと、1ページにありますように、減損テストの頻度・対象というものが拡大して、会計上の見積りの検討というものが、莫大に増えると認識していますので、この工数が増えた部分のリソースの確保というものが、監査法人側もそうですし、企業側も相当程度の負担になると思っています。もう1点、質という面で言いますと、割引率や成長率といった、このような高い専門領域の部分に関しては、質という意味でネックになってくると思っています。ただし、質という意味で言いますと、これは導入時にしっかりと体制を確保するというところで、スタート時にしか

りとした体制を確保できれば、その後は比較的順調に進むのではと思っていますので、構造的にずっと負担が掛かるという意味では、減損テストの実施頻度・範囲といった部分の影響が大きいのではないかと認識をしています。

○森脇毅様

私は一言で申し上げますと事業計画が一番のポイントになるのではないかと考えています。非償却にした場合、毎期減損テストをしていくというところで、そのベースになるのは予算や事業計画だと思いますが、ミドルクラスの会社の場合、自社の事業計画に関して、第三者に対して客観的に論理性をもって説明できるかというところ、結構難しいケースが実務上多いと認識しています。監査人がどのようにポイントを押さえて聞いていくのかというところは我々のチャレンジでもありますが、その合理性を確かめるための検討というのがお互い非常に時間が掛かってしまうというところで、その辺りについて、どのようにお互いうまくやっていくのかというところがあると思います。特に、大企業であれば、ある程度投資を行うような部分でも一定のそのロジックが準備されていて、それを基に投資をしていきます。一方、中小・ミドルクラスの会社の場合、会社の強い想いで買われます。経済合理性を前提とする会計にどう落としていくのか、その計画をどのように説明していくのかというところで、なかなか実務上難しい面が出てくるというところが一番気になっている点です。

○米山委員

関連して1点だけ。今の森脇様のご説明は、中小のクライアントならではの困難さという文脈でお話くださったことが明らかでしたけれども、奥村様がお話になったこともやはり中小のクライアントに固有の事情だという理解でよろしいかどうか、確認させていただきますか。

○奥村俊樹様

認識としては森脇様の説明と重複するところもあります。また、先ほどもご説明させていただいたところですけれども、スタートアップやミドルクラスの企業においては、新規性が高い事業領域にチャレンジされることもありますので、そういった意味では、より事業計画の検討の難易度が高くなりますので、そのような点も特徴かと思っています。

○米山委員

分かりました。ありがとうございました。

○川西委員長

他いかがでしょうか。小出先生、お願いします。

○小出委員

ご説明どうもありがとうございました。大変よく分かりました。1点は、本日のご説明で、監査法人

の方については、中小・中堅規模の監査法人であっても減損等への対応は可能であるということと承りました。しかし、工数が増加するということが自体は事実であろうと思いますので、監査法人の方では対応可能だとしても、当然そのコストを転嫁しなければいけないと思いますが、中小監査法人がその対象としているような中堅・中小企業やベンチャー企業などの場合に、その費用を適切にご負担いただけるようなレベルのものなのかというところが、まず1点目の気になるところです。

対応可能だとしても、それを賄えないと、なかなか難しいということだと思います。この点、人的なポイントも今日指摘されましたけれども、企業の方でもおそらく人的なリソースを確保する必要があるのでしょうか、人手不足の中で、しかも日本基準を採用する全企業に適用されるということはその全企業に人が必要となるわけですので、努力だけで対応できるかという限界があるのではという感じもします。その辺り、私もこの分野詳しいわけではありませんので、現実問題として我々がその基準を変えたときに、それに対応できるような人というのが中期的に見た場合でも本当に確保できるのかというのが、同じような質問かもしれないですけれども、もう1点の質問ということになります。

3つめは、特に森脇様の方から内部統制についてのご指摘があったかと思いますが、内部統制が厳しくなったときについても是非教えていただければと思います。私は、専門が法律なものですから、内部統制報告書についてはご承知のとおり、新規上場後3年についての監査が不要というように金商法が定めているように、それなりにベンチャー企業等にとっては負担が重いと考えられているのだと思います。そのような中で、内部統制について、これまでよりも厳しめに見ていく必要がある可能性があるというのは、ベンチャー企業にとってリーズナブルなものと考えられるのかどうかについて、個人的なご見解で結構ですので、教えていただければと思います。以上、3点です。よろしく願いいたします。

○奥村俊樹様

ご質問のうち、まず監査費用の面についてご回答させていただきます。こちらに関しては、非常に難しいところもあると思ひまして、そもそもこちらの減損テストやPPAという点で監査工数がどれほど増加するのか、監査報酬がどれほど増加するのかというのは、個別性が強いお話だと思っていますので、簡単には言えないと思います。企業側のM&Aの戦略や頻度、CGUの減損テストの対象がどれほどあるのか、あるいはこういった減損テストを含むM&Aの体制に対して企業側がどれほどリソースを確保しているのかということも要素になると思います。ですので、企業側がしっかりと減損テストに対してリソースを確保していただければ、むしろ監査法人としては工数が削減できることです。逆に言うと、そのようなリソースの確保が十分ではない場合には、監査法人としても指導的機能をしっかりと発揮していかなければならない場面にもなりますので、トレードオフの関係になるのではないかと思います。ですので、どれほどの費用がそもそも増加するのかというのが、回答としては難しいところだと思いますけれども、IFRSの導入と比べればそこまでの費用は当然かからないお話だと思います。また、このような制度が導入されて、必要ということであれば、上場コストとしてご認識をいただいて、その部分をご負担いただきたいと思います。

もう1点、人的リソースの点についてもご説明をさせていただきますと、まず監査法人側に関しては、先ほどよりお話をさせていただいています事業計画の検討が非常に工数の掛かる要素となっています。

事業計画の検討においては批判的に検討しなければいけないところですし、要点としてはビジネスモデルをしっかりと理解した上で、事業計画のキーになっている主要な仮定がどこにあるのか特定をしていくところがポイントだと思っています。なかなか若手の会計士に任せて済むような話ではなく、ある程度経験がある監査人が対応していく必要がありますので、我々会計士業界も監査から人的リソースが流出している中で、そのような専門性が高い人材を確保するというのは、1つの課題ではあると思います。とはいえ、しっかり制度が導入されれば、人的リソース、若手も含めてしっかりと教育をして対応していく用意ができるかと思っています。他方で、企業側の点で言いますと、企業側もこういったIFRSをしっかりと理解されていたり、あるいはバリエーション実務にしっかりと精通されていたりする方というのは人材市場においても貴重ですので、こちらの確保というのには相当程度困難を極めると考えています。当面は外部専門家をしっかりと確保して、その支援をいただきながら、内部の教育をしていくという方針になると思っています。そのような意味では、外部の専門家はしっかりと市場に存在している状況ですし、我々も懇意にしている先生方でしっかりと対応していただける方が多くいらっしゃる状況ですので、そういった意味では人的リソースもしっかりと準備期間を設ければ対応できると思います。

○森脇毅様

私からも回答させていただきます。まず、監査費用の点です。こちらは奥村様が仰ったように、会社によってケースバイケースのところがあるかと思っています。実際その会社によって買収の頻度や1つ1つのレベル感は当然違ってくる場所ですので、私どもとしては、前広に、このようなポイントで監査をさせていただきますというのをお伝えしながら一緒にやっていくことになるのではないかと思います。ただし、場合によっては監査をした際に、「これだと監査では説明できません、だからもう少し対応してください」というところで想定外の工数というのが掛かってしまうケースも残念ながらあるのではないかと考えています。

2点目は、人材の確保です。監査法人側としましては、当然会計基準に準拠して、会計基準に合っているかどうか適切に監査できるかというのは我々の使命ですので、基準が変われば、このような分野に関して得意なリソースが十分ではない場合には、内部の研修という形で、十分体制を整えることができるのではないかと考えています。一方で、会社の方でこういったところに詳しい内部リソースを十分確保できるかという点になりますと、特にミドルサイズの会社の場合には、このような専門性が高い人材というのは報酬もそれなりに高いところもありますので、常駐する形でリソースを抱えるのは難しいのではないかと考えています。ですので、最初は外部人材を活用して、それを内部に落としていくというようなことが必要になってくるのではないかと考えています。

3点目は、内部統制に関してです。内部統制に関しては、どこの範囲まで内部統制監査の対象として、会社の内部統制の評価に含めて、監査の範囲に含めるかということもありますけれども、のれんが非償却になった場合に、事業計画に、よりスポットライトが当たってくるのではないかと考えます。そうしますと、今まで「誰が作り、誰が承認しています」程度の内部統制が、より細かく、「どのようなアサンプションを立てて、それはどのようなところから入手して」というところまで精緻化していくというような作業が想定されます。そうした場合には、会社の負担としては大きくなっていくのではないかと

思います。減損されていないのれんに関して、非常に重要ですし、投資情報としても重要性を考えますと、会社としても、当然そこについては内部統制もしっかり整えていただく必要があるのではないかと考えています。以上になります。

○小出委員

どうもありがとうございました。よく分かりました。

○川西委員長

他いかがでしょうか。栗原さん、お願いします。

○栗原委員

ご説明ありがとうございました。今までの質問で相当程度「負担」の部分に関してはよく理解できました。私自身も IFRS の企業に勤めていまして、のれんの減損テストなども実施するわけですが、事業計画が大事であるというのはそのとおりだと思います。負担だけではなくて、事業計画を根拠をもって策定することによる企業側のメリットも当然にあるのではないかと、要は反対側、負担の逆側の話ですが、その辺りはいかがなのでしょう。事業計画作成による、中堅企業のメリットがどのようなものが想定されるのか教えていただければと思います。

○奥村俊樹様

少し負担のところに焦点が当たり過ぎていたとも思いますけれども、仰るとおり、このような機会を通じて、企業にもメリットがあると思います。事業計画の検討において、先ほどもご説明したとおり、主要な仮定をしっかりと特定する。要は、事業におけるビジネスモデルあるいは事業におけるキーポイントは何かということ突き詰めていくという作業をしていきます。そのためには、買収をされた会社はもちろんですけれども、その事業の中にしっかりと入り、この事業におけるキーは何なのかということしっかりと特定して、その成長を追っていくということを、年間を通じてコミュニケーションを取っていきます。これを企業は当然取得時も行われているかと思いますが、なかなかミドルサイズあるいはスタートアップの企業ですと、そこまで入っていきにくく買収を決められることも多いところがあるので、こういった減損テストの機会を通じて、会計監査人と一緒にそこを深掘りしていくことになります。我々は、専門性があるところで、客観的にどうなのかということ、あるいはマーケットがどうなのかということしっかりと理解して落とし込んでいきますので、その過程の中で、買収された企業もその買収した事業に対してしっかりと理解を深めて、この事業を成功させるためにはどうしなければいけないのかということと一緒に考える機会になっていくのではと思っています。どうしてもミドルサイズあるいはスタートアップの企業においては、なかなか PMI がうまくいかずに、買ったは良いもののその後は任せきりというような形も多いわけですが、減損テストをしっかりと入れていくことによってしっかりと事業を軌道に乗せていくという意味では一定の効果があるのではと認識をしています。

○森脇毅様

日本基準の場合ですと、減損の兆候がない限りは減損テストが不要という形になっています。そうすると、さまざまなケースがあるとは思いますが、当初の予定よりも業績がアンダーであるような場合でも、減損の兆候に引っかけなければ、会社では、当然なぜという話はされると思いますが、外部の目も入った上で、実際どうだったのかということまでにはリビジットしないというようなケースが多いかと思えます。毎期減損テストが必要となった場合には、会社内での見直しに加えて第三者の監査人が入り、客観的にどういった説明をしなければいけないのかというところで、1つ1つの買収に関して、会社もより慎重に向き合った形で対応されていくということは良い面ではないかと考えています。

○川西委員長

他いかがでしょうか。松下さん、お願いします。

○松下委員

色々ご説明いただきありがとうございました。非常に実務の面を含めてイメージが大分ついたかと思えます。冒頭、両名からご説明ありましたが、クライアントの中でもIFRSを今後導入されていくというようなお客様もミドルの中でいらっしゃると、実際に変えて使われているお客様もいらっしゃるという中で、実際に何をメリットと考えて変えられるのかについて、皆様が監査をする立場から、導入するとなればさまざまなメリット・デメリットもあると思えますので、そのようなディスカッションをされていると思えますが、その辺りをお聞きしたいです。また、今後の流れも含めて、そのような会社は増えていくような空気感など、何かもしお感じになられているようであればお話しください。

○奥村俊樹様

私の個人的な経験に基づくところになってしまうかもしれないですけども、ミドルクラスの企業ですと財務諸表利用者を意識してということも当然あるかとは思いますが、経営判断として、ある程度ののれんの償却の負担の面でデメリットが大きいとご判断をされて、IFRSの適用に至るケースが一定程度あると認識しています。この辺りは私の個人的な感覚になるかもしれないですけども、スタートアップでIPOを目指される会社も、時価総額をしっかりと伸ばしていかなければいけないという中で、なかなか祖業のビジネスだけでは時価総額が伸びない中で、M&Aをしていくという戦略を取られるケースというのが昨今増えてきていると思っています。その中で、のれんの償却に対して、一定の負担感の部分を解消するという意味もあり、IFRS適用を目指される会社も相当程度あると認識をしています。

○森脇毅様

一般論にはなってしまうのですが、日々活動している中で想定されるのは、経営者にとって、のれんの償却負担が皆様の経営感覚に合わないことや、財務諸表上の負担が大きいということがIFRSに変える動機になっているのではないかと考えています。逆に、それ以外の理由でIFRSを適用したいというのは、あまり聞いたことがないと思います。

○松下委員

分かりました。ありがとうございます。

○川西委員長

他いかがでしょうか。穴田さん、お願いします。

○穴田委員

奥村様、森脇様、ありがとうございました。お二人とも中堅上場企業の監査及びM&Aに強みをお持ちの監査法人の方というところで少しお伺いしたいです。ご存じのとおり、こちらの公聴会自体はいわゆるスタートアップ支援というような文脈で始まっていますが、本日のお話をお伺いしていると、PPAの精緻化や減損の厳格化といったところが、むしろその会計基準が変わることがM&Aにネガティブに働く可能性もあるかもしれないということは示唆されているのではと感じましたが、率直なご感想ということで結構ですが、これまでお仕事をされている中で、実際に、のれんの会計基準自体がM&Aの判断基準で障害になるなど、あるいはPPAや減損の厳格化といったところがネガティブに働くようなところが、実際のM&Aの中でどれほどあるのかということですので。あまりないということであればないということだと思いますが、何かご感想・コメントがあれば差し支えない範囲でいただければと思います。よろしくをお願いします。

○奥村俊樹様

難しいところで、感想になってしまいますけれども、当然のれんの償却を意識されていると思います。事業による成長とのれんの償却が相まって、それを超えるだけの収益を獲得できるのかという視点ではM&Aを検討されているのではと思っています。他方で、これまでの実務においては、PPAの負担という点は、あまりM&Aに与える影響ということにはなかったのではと認識をしています。

○森脇毅様

実務に与える負担というところでは、それが障害になっているというのはあまり経験がないです。ただし、ミドルサイズやスタートアップの会社を買収される会社というのは、買収金額に対して計上されている資産が少ない会社が非常に多く、そうすると、購入金額の8割がのれん、あるいはPPAの対象になる資産ではないかというようなケースがまれにあります。そうすると、金額的に大きなのれんが計上されるわけですので、償却する場合も結構負担が大きいですし、逆に毎期事業計画を作って減損の検討をするということも結構大変な作業になるかと思っています。会計基準にかかわらず、特にスタートアップの会社等にとってはM&Aの会計は重要なものではないかと思っています。

○穴田委員

ありがとうございます。

○川西委員長

佐藤さん、お願いします。

○佐藤委員

新しい枠組みに対応するためには、キーパーソンの育成が主要な要素ということが分かりました。キーパーソンの育成のために一定の準備期間があれば大丈夫だという話であったと思いますが、一定の準備期間というのは何年ほどを想定しているか教えていただけますでしょうか。

○奥村俊樹様

例えば直近ですと、収益認識基準やリース会計基準の辺りが1つの参考になるのではないかと考えていますけれども、かなり大きな改正だと思っていますので、1年以上、場合によっては2年掛かるのではと認識をしています。

○森脇毅様

私も1年から2年ほどではと思っています。

○佐藤委員

そのような期間でできそうですか。もう少し、3年ほど掛かってしまうのではという気がしたのですが。

○奥村俊樹様

特に、我々担当しているようなミドルクラスの企業やスタートアップの場合は、そのようなリソースの確保・教育というのは相当程度時間が掛かる場所ですので、先ほど1年から2年と言ったのはミニマムだと思っています。場合によっては、早期適用をされる会社があるかもしれないですけども、しっかりと準備期間を用意することが重要と思っています。

○森脇毅様

監査法人と会社の両面ありますが、監査法人側はそれほど大きな懸念はしていません。ただし、会社に対しては基準が変わることによって、具体的にどのような作業が必要になるかというところをまず認知いただくところからしっかりやっていく必要があるのではと思っています。その上で、何年掛かるのかということではありますが、ある程度外部リソースの確保からスタートされると思いますので、3年4年5年といった長期の期間まで準備期間として必要かというところ、そうではないのではと認識しています。

○佐藤委員

ありがとうございました。

○川西委員長

熊谷さん、お願いします。

○熊谷委員

本日は、中堅・中小企業の監査の実務という観点から大変貴重なお話ありがとうございました。今日のお話ですと、仮に日本基準に非償却プラス減損テストを導入するとなるとそれなりにコストアップとなるというようなお話かと思えます。大雑把なイメージで結構ですが、仮に日本基準の監査コストを100としたときに、IFRSに完全移行しているケースでどれほどコストアップするのかということと、今日のテーマであります日本基準に非償却プラス減損テストでいうと、どれほどコストが変わるのでしょうか。日本基準を100とした場合の、お二人が考えられる大雑把なイメージで結構ですが、教えていただけたらと思います。

○奥村俊樹様

非常に難しいご質問と認識をしています。IFRSを適用するとなった場合には、収益認識基準、リース基準、あるいは減損テストということで大きなところは入ってきたかと思えますけれども、それ以外の論点も多々ありますし、やはり開示に与える影響が大きいと思っていますので、IFRSに切り替える場合は、日本基準と比べて、相当程度工数が増加すると思っています。それに対して、減損テストだけということであれば、当然そこまでではないのではと思っていますけれども、なかなか100からどれだけというのは少し個別性が強いところで難しいのではと思っています。

○森脇毅様

私も同意見でして、150とか一言、言えれば良いのですけれども、減損以外の論点でどのような論点があるか、一言でのれんの論点と言っても、なかなか計画の検討に時間が掛かるようなケースと大体誰がどう考えてもこう事業計画を作るであろうというケースでは、全然変わりますので、申し訳ないですけども数字ではお示しできないところです。

○熊谷委員

今のところに絡みますが、少し変化球みたい質問で恐縮なのですが、本日のお話を伺っていると、ミドルクラスの企業のM&Aでご経験されている中で、実際に監査で支払われる費用と、M&Aで投資銀行等に支払われる費用の比較というのはどうなのでしょう。

○奥村俊樹様

ケースバイケースかと思うのですが、ここも私個人の意見になってしまうかもしれませんが、やはりM&Aの手数料は相当程度多いのではという認識でございます。

○森脇毅様

私もそう思います。特に、業績が非常にいい場合は監査の工数はそれほど掛からないのではと思います。

○熊谷委員

ありがとうございます。この質問をさせていただいたのは、ある監査法人で、監査コストと比べるとM&Aの費用の方がはるかに大きい、というお話もありましたのでお伺いしました。

○川西委員長

吉田さん、お願いします。

○吉田委員

ご説明いただきありがとうございました。私は、まずお二人に共通のご質問ということで、IFRSの任意適用をされている会社ですと、日本基準の企業に比べると、KAM（監査上の主要な検討事項）に減損が挙げられているケースがかなり高いという認識です。そういう意味で言うと、非償却が導入されると、監査人側としてものれんの減損がKAMになってくる可能性が高まるかと思えますけれども、非償却が導入されてのれんの減損がKAMになったときの、今日ご説明いただいたものに追加して何か検討事項みたいなものがもしあれば、補足でご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○奥村俊樹様

ご認識のとおりと思いますが、先ほどよりご説明させていただいているように、減損兆候がなくとも減損テストを毎期実施しなければいけない。こういった会計上の見積り、さらに言うと、事業計画といった不確実性が高い部分に関しては、監査上しっかりと対応していかなければならない部分だと思っています。そのような意味では、日本基準の場合には、業績がしっかりと伸びているような買収を行った場合には、減損の兆候無しということであまり見積りまで入らずに終わるケースも多々あると思います。そこと比べると、会計上の見積りということでKAMに記載されるケースでは非償却の場合の方が多くなるでしょうし、その分、当然KAMに記載する以上は我々もしっかりと検討しなければいけないと思いますので、そのような実務負担は実際に発生するかと思います。

○森脇毅様

仰っていただいたとおり、のれんが非償却になった場合には、当然資産を落とせていないということで、それだけリスクを抱えている状況にありますので、毎期しっかり見ていく必要があるという点で、監査のスポットライトが当たるKAMにはなりやすい環境になるのではと思います。ただし、一方で、日本基準においても、減損の兆候があるような場合においては、当然会社の事業計画についてしっかり検討しなければいけないという点は、非償却を導入した場合と大きく状況が変わるかという点と変わらないのではと思っています。

○吉田委員

追加で各々1つずつ、ご質問させていただければと思いますけれども、まず森脇様の資料の2ページ目で、「以下の要因により」で始まる箇所で、会社が作成される資料のレベルによって工数が異なってくるというお話が書いてあり、監査人の立場としては一般的な話だと理解はしているのですが、なかなかイメージが湧きにくいところも皆様あるかもしれないので、少し補足でご説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○森脇毅様

特に、大企業等の場合ですと、社内的にも投資を始められる際に事業計画を作られると思うのですが、なぜその5%成長を見込んでいるかという場合に、外部のレポートを使われるなど、今までの実績を示した上で、承認される方に対して、こうだからこの事業計画はリーズナブルです、と示されるケースが多いのではと思いますが、ミドルサイズや、特にスタートアップの会社等の場合に、買収の意思決定をトップマネジメントがお決めになったということで、細かい検討がなされていないケースや、なぜこの10%伸びるのですかと言ったときに、外部から見て「確かに」と言える何か資料的なものが出てこないケースもあるのではというところです。

○吉田委員

普段の監査の中で、指導力を発揮されているというところが読み取れるご回答であったのではと思います。もう1つ、奥村様の資料の一番最後のところで、監査法人側の課題として、外部専門家の活用体制の整備というところに触れていただいていますけれども、ここもなかなかイメージが湧きにくいところかと思われしますので、少し補足をいただいてもよろしいでしょうか。

○奥村俊樹様

我々、中堅規模の監査法人ですと、それなりに社内リソースがあるところかと思っていますし、転職などをされて元々ご経験がある方がジョインしていただくこともあると思っています。ただし、監査法人も規模がさまざま、その中にいらっしゃる人材がどのようなご経歴を持たれているかということもまちまちと認識をしています。そうした場合に、必ずしもIFRSの対応をされていない監査法人もいらっしゃるかと思っていますので、そういったところでもしっかりと、一斉に減損テストを実施することになれば社内体制だけではなく、逆に監査法人側もしっかりと外部の専門家を利用して、外部の専門家にこのような専門性が高い領域を検討していただく必要があると思います。ここに関しては、単純に任せてお終いというわけには当然いかないわけですから、監査法人として外部の専門家をしっかりと利用しなければいけないところで、その選定も含めてしっかりと社内でどういったプロセスを経ていくのかという体制も構築が必要な部分と認識をしています。

○吉田委員

会計基準化されるとすべての会社に適用になるということで、監査法人側も、会計事務所も含めて、

すべてのファームで必要になる体制だということで理解をいたしました。

○川西委員長

他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、質疑はここまでにしたいと思います。奥村様、森脇様、本日は大変ありがとうございました。本日ご説明いただいた内容及び質疑の内容につきましては企業会計基準諮問会議に報告をさせていただきます。ここで、奥村様と森脇様にはご退室いただきまして、続けて、財務諸表利用者からの意見聴取に移りたいと思います。

本日は、一般社団法人全国銀行協会 企画部 次長の遠藤績穂様にお越しいただいています。これまでの公聴会において、のれんの会計処理の違いにより、銀行の与信判断等に影響がある可能性があるということが指摘されました。この点につき、一般社団法人全国銀行協会様にご協力をいただき、ヒアリングを実施していただきましたので、本日はそのご報告をいただきたいと思います。早速ですけれども、遠藤様、ご説明をお願いいたします。

○遠藤績穂様

全国銀行協会の遠藤と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。先ほど委員長からご説明いただきましたとおり、これまでに開催されました公聴会において、のれんの会計処理の違いが銀行の与信判断に影響を与える旨のご説明がありまして、それについて、11月の基準諮問会議の場で、委員からこれについて確認することがよいというご発言がありました。その後、FASF様から質問書をいただきましたので、その質問事項について複数の会員銀行にヒアリングいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

「ヒアリングについて」というスライドですが、与信判断の実務は銀行ごとに異なると思われるため、FASF様からいただいた質問書の内容について、会員銀行のうち、都市銀行及び地方銀行のそれぞれ複数の銀行に対して、その取扱いをヒアリングいたしましたので、本日は、代表して協会から回答させていただきます。

なお、本資料はヒアリング先の銀行における取扱いをまとめたものでございまして、すべての銀行の取扱いについて回答するものではございませんことを予めご承知おきください。

質問事項(1)への回答になりますが、ご質問は四角囲みにありますとおり、『償却+減損』の会計処理と『減損のみ』の会計処理の違いとそれに起因する債務者の財務諸表の各年度の営業利益や純損益、財政状態の違いにより、銀行の債務者区分の判断や内部格付の付与のあり方に影響が生じますか。」というものです。こちらについての回答ですが、1つ目の四角になります、「各銀行とも、財務諸表上の数値のみではなく、十分な情報開示を前提に、今後の業績や将来キャッシュ・フローの見通し等を考慮して、のれんの資産性等、個社の実態に基づいた総合的な判断をしており、会計処理の違いによる特段の影響は生じない」旨の回答がありました。また、2つ目の四角になりますが、「内部格付について、最終格付は1つ目に記載のとおり総合的判断によって付与されるものの、その基礎となる定量格付については、複数の銀行が『償却+減損』の会計処理を前提としたモデルに依拠してしまっていて、会計処理の違いが定量格付に影響し得る」旨の回答がありました。この2点目の記載について少し補足申し上げますと、

内部格付の設定プロセスにおきましては、財務データを利用して1次評価を行いまして、それに定性評価を反映して、最終的な内部格付を決定するという取扱いが一般的と理解していますが、当該1次評価において差異が生じる可能性があるというものです。

次に質問事項(2)の回答になりますが、ご質問は「与信の実行や継続に影響が生じますか。」というものです。こちらにつきましては先ほどの質問(1)への回答と同様でして、「各銀行とも、与信の実行や継続に当たっては、財務諸表上の数値のみではなく、今後の業績や将来キャッシュ・フローの見通しを考慮して、のれんの資産性等、個社の実態に基づいた総合的な判断をしており、会計処理の違いにより特段の影響は生じない旨」の回答がありました。

続いて質問(3)の回答になりますがご質問は、「質問事項(1)及び(2)以外の事項の活動や判断等の影響」というものですが、こちらにつきましては、特段ございませんでした。以上がヒアリングの結果となります。私からのご説明は以上です。

○川西委員長

遠藤様、大変ありがとうございました。冒頭にご説明いたしましたとおり、今回、全国銀行協会様に各行の実務を取りまとめいただいたということもありますので、ご質問いただいても直接お答えいただけるかどうかは非常に難しいところではありますが、ただいまのご説明、ご報告につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、遠藤様、本日は大変ありがとうございました。本日ご報告いただいた内容につきましては、企業会計基準諮問会議に報告をさせていただきます。以上をもちまして、第570回企業会計基準委員会並びに第8回「のれんの非償却の導入及びのれんの償却費計上区分の変更」に関する公聴会を終了したいと思います。

以 上